

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和六年十月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年八月二日奈良県指令中土第五七一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十月十日中土第七六一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市新賀町一四〇番二、一四一番二及び一四二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡吉野町大字御園六三番地の一

岸本好満

東京都三鷹市下連雀四丁目一番一八号

森村有美子